

倫理福祉規程

(目的)

第1条 この規程は、(公社)日本動物園水族館協会に加盟する会員が行う全ての活動に際して必要な事項を定め、倫理および動物福祉を適正な水準で推進することを目的とする。

(責務)

第2条 会員は、この規程を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。

(収集および輸送)

第3条 動物の収集および輸送にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。

- (1) 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、種の保全について十分な配慮のもとで行われること。
- (2) 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。
- (3) 性別、年齢、血縁等が収集の目的および条件に合っていること。
- (4) 動物を受取る施設は動物を飼育するのに適切な施設および適切な職員を有していること。
なお、ここでいう動物とは原則として哺乳類、鳥類、爬虫類に属するものをいう（以下この条から第10条までにおいて同じ）。
但し、展示を目的として飼育する動物については、このほか両生類、魚類、その他無脊椎動物も、同様に倫理面での配慮をすること。
- (5) 動物を輸送する際には、関係法令を遵守し、輸送する動物に対しての配慮を行うこと。

(飼育および研究)

第4条 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。

- (1) 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。
- (2) 飼育展示および研究をするために必要な情報を収集し、保管すること。
- (3) 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得した者によって行われること。
- (4) 適切な飼育管理、健康管理をするため、飼育動物に必要な運動、休息および睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるよう諸条件を確保すること。
- (5) トレーニングは動物福祉に十分配慮すること。
- (6) 飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。
- (7) 国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。

(獣医学的措置)

第5条 動物に獣医学的措置を行うにあたっては、次の各号に適合するよう努めるものとする。

- (1) 必要に応じて、適切な獣医療を受けられる体制が整備されていること。
- (2) 避妊や去勢は、個体数管理が必要とされる場合に行い、副作用等の影響を熟考した上で決定すること。
- (3) 終生飼育を原則とする。ただし動物福祉上、やむをえず安楽死の必要性が決断された場合には、すみやかに苦しむことなく死を迎えることができる方法で行うこと。
- (4) 個体識別処置にあたっては、苦痛を最小限にして行うこと。

(5) 獣医学的措置のすべての手順において、動物福祉に十分配慮し、倫理面を考慮すること。

(展示)

第6条 展示を行うにあたっては、次の各号に適合する動物福祉上必要な条件を満たす施設において、教育的な配慮に基づく展示計画によって行うものとする。

- (1) 展示施設は、動物の種類、生理に適合する規模と構造を有し、本来の生態および習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。
- (2) 展示は、その種の本来もっている習性や形態が正しく表現されるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。
- (3) 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。

(教育活動)

第7条 動物を用いた教育活動は、次の各号に適合し、生物多様性や野生生物の保全に寄与する内容とすること。

- (1) 演習展示は、動物の自然な行動に焦点を当て、動物の健康を害する危険性がある行動、過度な擬人化は行ってはならない。
- (2) 動物とのふれあいに際しては、人と動物双方に対し、有害となる方法での活動を行わないこと。
- (3) 教育機関や研究機関との連携を図り、教育活動を通じて広く正しい知識の普及に寄与するものであること。

(野生生物保全)

第8条 保全活動の推進にあたっては、野生個体群においてはその種と環境に与える影響を最小限とし、飼育下個体群においては動物福祉の促進が常に考慮されていること。

(関連法令の遵守等)

第9条 動物の収集・輸送・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努めるものとする。

- (1) 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(昭和55年条約第25号) およびその国内関連法規について最近の情報を把握し、遵守すること。
- (2) 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律105号) および「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年告示第33号)を正しく認識し、その遵守に努めること。
- (3) 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(倫理福祉委員会)

第10条 この規程の目的を達成するため、倫理福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。

(要綱)

第11条 細目はこの規程に定めるもののほか、実施要綱に別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和63年 2月29日から施行する。

平成18年 5月25日一部改正

平成24年 3月 5日一部改正

平成25年 2月27日一部改正（案）理事会承認

平成25年10月15日一部改正（案）理事会承認

この規程の改正は、平成26年度通常総会承認後から施行する。

平成29年 3月 1日一部改正（案）理事会承認

この規程の改正は、平成29年度通常総会承認後から施行する。